

平成28年12月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成28年11月22日（火）
- 2 場 所 南別館3階委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後4時20分
- 5 出席者
小西委員長、赤松委員長職務代理者、濱田委員、黒木教育長
その他の出席者
児玉教育部長、杉元教育総務課長、児玉学校教育課長、新町スポーツ振興課副課長、朝倉生涯教育課長、山下文化財課長、新甫図書館長、森図書館副館長、宇都都城島津邸館長、竹下教育総務課副課長、清水教育総務課主幹
- 6 会議録署名委員
赤松委員、濱田委員
- 7 開会
○小西委員長
ただいまより、12月定例教育委員会を開催します。
- 8 会議録署名委員の指名
○小西委員長
本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、濱田委員にお願いします。
- 9 議事
○小西委員長
それでは、議案第41号を教育部長よりご説明いただきます。
○教育部長
それでは、議案第41号 平成28年度12月補正案についてご説明申し上げます。
かがみを開けていただきまして、1ページをご覧くださいと思います。
まずは、歳入予算でございます。今回は総計を一番下のところをご覧くださいと思いますが、補正予算案が83万円を増額ということで上げております。したがって、歳入総額の予算総額は、10億8116万4千円となるところでございます。開いていただいて、3ページをご覧くださいと思います。予算案の総括表ですが、3ページの一番下のほう、2108万円を増額補正をしようというものでございます。その結果、歳出総額36億3223万4千円となります。この総括表につきましての内容につきましては、のちほどの細かい予算説明資料でご説明いたします。
それでは、詳細についてご説明申し上げます。
まず、歳入予算の83万円の増額予算の内訳につきまして、まず、5ページをお開きいただきたいと思います。先に歳入のほうだけまとめてご説明申し上げます。これは、5ページ、梅北小学校の昭和33年卒業生の同窓会出席者一同様から3万円のご寄付をいただきましたので、歳入に計上いたしました。
続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。都城市ボランティア・サン燦様から図書館へ30万円のご寄付を今回いただきました。その分の歳入予算を計上させていただきます。

いております。

続きまして、15ページをお開きいただきたいと思います。これは、昨年に引き続きですが、堀越毅様、島津久友様のお姉さまのご主人ですけれども、都城島津邸へ襖の修繕のために今年も50万円ご寄付をいただいております。

以上が、歳入予算の83万円の内訳ということになります。

続きまして、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

まず、6ページをお開きいただきたいと思います。6ページ上の段のほうの、教育総務管理費小学校の部分、それから、7ページの下段のほうの中学校の部分をご覧くださいと思います。小学校につきましては461万9千円、中学校については230万8千円を増額補正を今回上げております。

内容としましては、いずれも修繕料と委託料の増額補正になります。これは、先の台風16号による倒木等の被害に対して早急に復旧作業を行わなければならなかったということで、そのため、規定予算で対応しております。そういったことで、当初予算で予定していた修繕料が不足しているために、その補填分を増額要求をしていこうというものでございます。同様の台風被害に対する増額要求がこのほかにも、12ページをお開きいただきたいと思います。これは文化財課のほうで出している部分のものです。下段のほうに、歴史資料館管理運営費126万9千円、これも台風被害の部分でございます。

続きまして、16ページをご覧くださいと思います。これは、山之口地域振興課所管の体育施設維持管理費でございます。これも同様に、台風被害に関するものの79万2千円を増額補正ということでございます。

最後になりますが、18ページをご覧くださいと思います。台風関連の部分ですが、これは、山田地域振興課所管の体育施設維持管理費、これも台風被害に関する増額予算要求ということで、今回上げさせていただいております。

続きまして、戻っていただきまして、7ページをご覧くださいと思います。7ページの上段の部分、小学校教室不足対策事業でございます。これは、西小学校の教室不足に伴う仮設校舎の賃借料ということでございます。賃貸借期間は、平成28年度から34年度までになります。その分の金額が750万円ということでございます。後ほどご質問があるかと思いますが、一階建ての1教室分の仮設校舎ということになっています。これは、平成28年度も予定していた入学生より多くの入学生があつて、これまで多目的室といえますか、そういった教室を色々工夫しながら使ってきておりました。しかしながら、西小校区については、予想以上の入学生がいたということで、来年度以降もそういったことが予想されるということで学校長のほうからも要望が上ってきておまして、12月補正で上げて、できれば、来年の3月までに仮設校舎を設置したいということでございます。4月からの新入生に対しては、そこで対応していくということでございます。そのほうの補正ということで750万円、5年間のリースということになるわけでございます。

○教育総務課長

平成28年度が設置になります。最終年度は取り壊しの実質リース期間は5年間です。

○教育部長

続きまして、9ページをご覧くださいと思います。9ページの学校教育事務費ですが、これは、御池小学校の休校予定に伴って、新たな学校、西岳小学校に1名、夏尾小学校に3名の転校ということになるわけですが、その子どもたちに必要な体操着などの学用品支給に伴う

経費と休校式典、これは2月19日を予定されております。実行委員会を立ち上げて、その準備を今されておりますけれども、それに関する運営費補助金を今回増額補正ということでさせていただいているところでございます。

続きまして、12ページをご覧くださいと思います。12ページの上段の文化財保護事務費でございますが、これは、工業団地予定地に文化財が埋蔵している可能性が高いということで、工業団地整備事業に先だって、試掘調査が必要になったため、必要経費を要求しているものでございます。場所としては、高城のほうになります。

続きまして、14ページをお開きいただきしたいと思います。図書館の図書充実費につきましては、先ほど、歳入の部で都城市ボランティア・サン燦様からのご寄付を説明いたしましたが、その児童図書購入の予算を歳出して30万円予算計上させていただきました。

また、戻っていただいて6ページをもう一回ご覧くださいと思います。6ページ下段のほうの小学校管理費の増額予算につきましても、先ほど申し述べました梅北小学校の卒業生同窓会一同様からいただいたご寄付をもとに、事務用品の購入予算を計上しており、そういったものも含めて、ここに計上させていただいているところでございます。これは、学校のほうの要望で、組み替え予算もありますので、組み替え予算と一緒にして入れてありますので、そういったことになるわけでございます。

最後に、15ページをお開きいただきしたいと思います。先ほど申し上げました堀越様からのご寄付の島津邸の分でございます。これも50万円歳入を計上させていただきましたが、これにつきましては、右側のほうに書いてあります。50万円というのが、文化振興基金が生活文化課として入ります。これは、生活文化課の中の予算の中に文化振興基金として積み立てるということになっております。ですから、ここでは歳入に出ておりませんが、生活文化課の予算の中に歳出として文化振興基金に積み立てるという形になっております。

以上で、歳出予算の主なもののご説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

あともう一つ、赤松先生のほうから、教育費の全体の占める割合とか、そういったものはないのかという、以前、お話がありまして、それにつきましては、平成29年度当初予算をするときに、市全体の中の教育費の割合とか、そういったものを一括して資料もご提示できるものと思っております。その時に、教育費の割合とか、こういったものに使われているのかというのがでてくると思います。

○小西委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問はありませんでしょうか。

今の堀越様からの50万円というのは、文化振興基金のほうで、そしてこの目的は島津邸の襖とかのメンテナンスになりますか。

○教育部長

そうですね。指定寄付金としますので、島津邸の襖の修繕等ということで、6月補正で襖の修繕料を振興基金の予算を使って襖の修繕をしていくということで。

○小西委員長

それは生活文化課の文化振興基金になるわけですか。

○教育部長

そこは寄付を全部積み立てて、そこから今度は島津邸の修繕費に使っていくということです。それを使う時に予算に計上させていただくということになります。

○小西委員長

昨年度もこの項目は記憶がないのですけれども、一緒だったのですかね。

○教育部長

そうですね。この方は島津久友様のお姉さんのご主人ですから、確か部屋がお母様だったと思うのですが、お部屋の襖が大分老朽化しているということで、確か今年度は半分修復をするということで、専門業者に頼んで修復していくという形になります。

○小西委員長

昨年、文化振興基金というものを聞きもらして、今回初めてだったのかと思ってお尋ねしたのですが、よくわかりました。

○赤松委員

前回の台風被害に対しての予算措置のことをお聞きしたと思うのですが、この台風によって倒木による被害がトータルどのくらい都城市内で被害があったのか、わかっていたら教えていただけますか。

○教育総務課長

前回の定例教育委員会の時に、10月の専決予算のお話をしたと思うのですが、それも台風被害に対応するもので、その時、総額ということで4千万円という数字を計上させていただきました。

○赤松委員

それとこれは別なのですか。それともこの部分を含んだ数字なのですか？

○教育総務課長

それも含めてで、まずは、規定予算で対応できる修繕もしくは樹木の撤去等に要する委託料は既定予算の中で対応します。すぐに対応したということです。そして、10月の専決といって、議会を経ずに予算を獲得するという手段をとりまして、それで2千3百万円専決で予算をつけて、10月の市長決裁によって予算がつきましたので、専決を待って対応できる修繕は行っております。最終的に今度の補正予算に関しましては、最初の規定予算を先食いした部分で他の修繕もありますので、不足しているものを12月補正で戻しているという形になりまして、学校その他体育施設等も含めて総額4074万9千円というものが被害総額として教育委員会で見かんでいる数字です。

○教育部長

内容としては、教育総務課の小・中学校の倒木、スポーツ振興課のスポーツ施設、生涯学習課の公民館、あとは島津邸の倒木、西側のほうに銀杏の木が倒れたとかもありますし、外壁にひびが入ったとかそういうものもあります。そういったものを全部含まれているということになります。

○赤松委員

大きな予算になるのですね。

台風の被害対策なので、仕方ないことなのですが、台風がなければ別なところで十分使えたお金となるのですね。

○小西委員長

児童・生徒の講師等の手当と同じだと思って、何という印象があります。貴重なものに使えるお金が消えてしまうのだと思った記憶があります。大体4千万円ですね。

ほかにありませんか。

それでは、議案第41号を決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第91号、92号、議案第43号を学校教育課長よりご説明いただきます。

○学校教育課長

それでは、報告第91号 平成28年度都城市立御池小学校休校式典運営費補助金交付要項の制定についてでございます。

制定理由は、御池小学校の休校に伴い、開催される休校式典について、運営費の一部を市補助金により支援するため、この要項を制定するものでございます。

別紙をご覧ください。

趣旨は、市が都城市立御池小学校休校式典（以下、休校式典という。）の運営を支援するために、御池小学校休校事業実行委員会（以下、実行委員会といいますが）に対して補助金を交付するものです。その交付につきましては、都城市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要項の定めるものとします。

補助金の対象費用は、休校式典に要する費用のうち、休校式典会場の機材のリース、設営、撤去等にかかる費用及び音響業務にかかる委託料といたします。補助金の額は65万8千8百円を上限といたします。以下の項目は手続について記載されておりますので、後ほどご覧ください。

報告第92号 平成29年度都城市立小学校学力向上対策事業実施要項についてでございます。

この実施要項につきましては、前回の定例教育委員会でご説明したものでございます。そのものの実施要項でございます。

では、別紙の要項をご覧ください。

趣旨は、学力向上を図るため、小学校に非常勤講師を配置する小学校学力向上対策事業（以下、事業といいますが）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとします。なお、非常勤講師の勤務条件に関する事項で、この要項に定めていないものにつきましては、都城市の非常勤嘱託職員の任用、勤務時間等に関する規定によって定めます。

配置基準及び人数でございますが、（1）にありますように、小学校3、4年生の1学級の平均人数が30人を超えている学年を有する学校に配置いたします。（2）としまして、前項に該当する学年のすべての算数の授業において指導できる人数を配置するものでございます。

選考条件でございますが、非常勤講師の選考条件は、教育職員免許法に既定する普通免許を有する者、ここが付け加えたところです。（取得見込みを含む）のうち、次の各号のいずれかに該当する者から選考すると形でございます。（1）小学校教諭の免許を持っている者、（2）中学校教諭であっても、数学の免許を持っている者でございます。

業務内容につきましては、先ほども申しあげましたように、3、4年生の授業への指導でございます。算数科授業に関する教材研究等も含まれます。

身分及び配置期間につきましては、身分は教育委員会の非常勤嘱託職員として任命いたします。配置期間でございますが、学校が営まれている期間になります。

配置の決定におきましては、当該の非常勤講師に対しまして、採用決定通知書様式第1号でございますが、これで通知いたします。また、学校におきましては、配置決定通知書様式2号でございますが、これによって通知をいたします。

次ページでございます。配置決定通知書が通知された校長は、指定された時期までに、小学

校学力向上対策事業実施評価表を委員会に提出するものでございます。勤務時間等につきましては、原則として、1日4時間を超えない範囲で週20時間以内、そして、非常勤講師は、(2)でございますが、学校の休業日には勤務することを要しない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りではございません。(3)教育委員会が主催する学期1回程度の研修に、非常勤講師は参加し、指導力向上に資するものいたします。賃金でございますが、賃金の額は、1時間当たり2,630円といたします。2番、通勤手当及び費用弁償は支給しません。3番、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入については、雇用保険法に則り、そして、健康保険法及び厚生年金保険法の定めるところにより取り扱います。昇給、退職手当及び賞与は、その対象としません。業務日誌及び報告につきましては、週の終わりに、習熟度別指導非常勤講師の業務実施記録簿様式4号でございますが、これを作成し、学校によって保管するものいたします。服務については、服務専念の義務、2番、遂行に当たりましては、法令及びその要項の定めに従い、かつ校長の命令に従う義務を要します。3番、信用失墜行為の禁止でございます。4番が、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただその場を退いた後も、同様とするということでございます。その他には、校長先生、この項の定めがない事項、異議のある事項については、その都度、教育委員会と協議をしていくということ。そして、3学期終了時まで、小学校学力向上対策事業実施評価表、様式3号でございますが、これを委員会に提出するものであります。それぞれの様式がそちらのほうにあると思います。後ほどご覧ください。

では続きまして、議案第43号 都城市教育委員会精励賞表彰要綱の一部を改正する告示についてでございます。

改定の理由でございますが、現要綱では、教育長、教育部長、学校教育課長、スポーツ振興課長、図書館長、美術館長の6名で選考しております。今回、新たに選考委員に教育委員の代表1名及び生涯学習課長を加えることにより、教育委員会が授与する賞の選考に教育委員にも関与していただくとともに、青少年健全育成の観点を加えようとするものでございます。別紙をご覧ください。

告示内容でございますが、別表中の教育長の項の次に、次のように加えます。教育委員の代表1名、別表中のスポーツ振興課長の項の次に、次のように加えます。生涯学習課長、もう1枚めくっていただきまして、実際に現行と改正後の比較がこちらのほうに記してあります。以上でございます。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、報告の2点と議案の1点について、何かご質問がありましたらお願いします。

○赤松委員

この実施要項でよろしいと思うのですが、11の(1)(2)でクリアするかもしれませんが、1時間という考え方は45分と考えてよろしいのですか。

○学校教育課長

45分という考え方で考えております。

○赤松委員

であれば、その文言がどこにも出てこないもので、実施要項のその他の校長云々というところでOKなのかもしれませんけれども、この1時間というのはおそらく45分と定めるという記述が必要なのではないかと思いました。通常の人には1時間といえど60分と判断すると思いま

すが、学校の教員は1時間の授業といたら45分、中学校は50分と頭に浮かぶのが一般的ですけれども、どうなのかなと思ったところです。

○学校教育課長

私のほうが勘違いしておりました。1時間は60分の4時間として換算されているようでございます。申し訳ございません。

○赤松委員

例えば、県費で雇われる非常勤職員の場合は、45分でこのくらいの対価が支払われているのではないですか。

○学校教育課長

市の場合には、休み時間も対価の範疇に入っており、授業以外の教材研究の時間も含む1日4時間以内の勤務時間分の賃金を支払うということになります。

○小西委員長

1番の趣旨のところに、都城市非常勤嘱託職員の任用、勤務時間に関する規定を定めるところとなっているので、嘱託職員の60分ということになるということですね。

○教育部長

そうですね。時間給ということになります。

○赤松委員

そういう意味なのですね。大変失礼いたしました。

○教育長

そうすると、勤務時間の表というのは、出勤したかというのは、きちんと60分の出勤簿を書かないといけないわけですね。そうしないと、学校は45分ですから、例えば、学校に2限目に来ましたというだけでは駄目ですよ。どういうふうに処理していったらいいのか。

○学校教育課長

多分、今、県でやっているのは、授業1コマを1時間として授業時間分の賃金を支払うとやり方だと思います。

○教育長

出勤するということは、8時半に来た時間から授業が始まる前の時間は、出勤したとみなすわけですね。

○学校教育課長

教材研究をしていただければと。

○教育長

そうすると、1時限目にある時はいいけれども、そうでない時はどうするのですか。

○学校教育課長

1時限目を教材研究の時間にさせていただいて、大体、週当たり3時間ほど教材研究の時間を作っていきたいと思っております。

○教育長

その管理をきちんとしていかないといけないわけですね。

○赤松委員

私那不勉強なのかもしれませんが、非常勤として雇う場合、県費で雇う場合には、かつてそのように雇っていましたので、例えば、授業が始まる5分ぐらい前に来ていただいて、もちろん授業の準備はきちんとしているのですけれども、授業が始まってから、授業が終わって、4

5分済んだら、その日に1時間しか授業がなければその後は退庁するという、それが基本的なパターンです。あとサービスの、例えば、職員朝会から参加するとか、そのへんは雇われる非常勤職員自身が自らの理解を深めるために、職朝時から伺いますという方が非常に多いです。対価として支払われるのはその45分のみ支払われていると理解していたのですが、どうなのですか。

○学校教育課長

ここでは、先ほどありましたように、1時間目から4時間目までやると4時間よりも短い時間になると思います。休み時間を含めても一つのサイクルが55分ですので、その間、働いていただくという形になると思いますけれども、例えば、授業と授業の間が空いた時、これをすべて教材研究の時間にすると、教材研究の時間が余りにも多くなるかもしれません。ただ、行っていただく学校がクラス数もかなり多い学校でございますので、かなり詰まるとは思いません。試算した時には。

○赤松委員

例えば、この業務実績記録簿を見ると、45分4コマ最大でという考え方で作られていますよね。

○教育長

そこで監査などで引っかかる時、そこが何時から何時までやったというのがわかる形のをどこかでちゃんと作っておかないと、もし、今のような解釈で本当に丸々一時間ということで解釈をするのならば、そこへんはちょっと別に管理しないとイケないね。

○学校教育課長

わかりました。まだ検討をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○教育部長

出勤簿がありますので、出勤簿で週20時間とかそういった形で、出勤簿をつけていくと。あとは実働については、1週間の中で調整をしていくという形にはなると思います。今、おっしゃるように、実施記録簿がこの通りいいのか検討する必要があると思います。

○学校教育課長

そうすると、これには4時間しか書いていないので。

○赤松委員

結局15分掛ける4で1時間分になりますよね。

○教育長

1時間稼がないとイケないから、その時間は教材研修とかの形で。

○教育部長

当然就業規則で決まっていますから、週20時間の勤務時間ですから、出勤簿だけでいいと思います。

○教育長

これを出勤簿でつけると、何時間したという形にして。

○教育部長

これは授業をしたという記録ですよね。

○教育長

これは授業記録ですので、これ自体は問題ないと思います。

○小西委員長

それでは、今の件につきましては、そのようなことをはっきりわかるような形で作っていただきたいと思います。

ほかにありますでしょうか。

○濱田委員

これは、勤務の形態だと思うのですが、実際、教える時にはクラスを分けるということですか。

○学校教育課長

色々な方法を考えています。結局、今、非常に教室がぱんぱんの状況の学校がありまして、実際にここにもし一人非常勤を加えるとするならば、同じ学級の中で分けてやらないとならない学校も出てきている状況でございます。空き教室がなくて。ですから、そういうことも可という形で進めていきたいと思っておりますが、前回お話ししましたように、下支えなければならぬ子どもたちをきちんと救えるようにするという大前提に立った上でやっていきたいと思っております。

○濱田委員

具体的にその子ども達は、成績がちょっと下の子を集めるということですね。寄せるということですね。同じクラスでやっているのですかね。

○学校教育課長

そこで、習熟度という形で分けていきたいと思っております。

○濱田委員

子ども達の間には問題はないのでしょうか、そういう分け方は。

○学校教育課長

分けることの弊害ですね。今、現在の5、6年生のほとんどの算数科では習熟度で分けて授業を行っております。その違和感はないと思っております。

○濱田委員

わかりました。

○小西委員長

それから、10番の服務等のところで、これに専念しなければならないというのは、結局、ほかのお仕事を持つてはいけないということですか。

○学校教育課長

その時間内はということです。

○小西委員長

これは大体、目標にされている人数はどのくらいなのでしょう。

○学校教育課長

平成28年5月1日現在の人数で計りましたところ、15名になりました。うち2名配置する学校が上長飯小学校、3年生も4年生も30名を超えているところがございます。

○小西委員長

ほかにお尋ねはありませんでしょうか。

○赤松委員

実質これが表に出て、実際にそういう方の募集を始めるというのは、この定例教育委員会直後ですか。

○学校教育課長

市の広報のほうにも用意しているところでございます。直後に入れますので。

○教育長

今日、教育委員会で決定されたら、すぐ出せるということですね。

それから、先ほどの濱田先生のご意見に少しつけ加えさせていただきますけれども、多分、濱田先生のご懸念は、分けられて下のほうに入る子ども達と何か隔たりがあるのではないかというご意向だと思いますが、今のところそのところは、算数科でやっている場合は、ちゃんと了解を得た上でやっていますよね。だから、子ども達の間で、自分はこのクラスだからできない子だという意識を持たせないように、多分、クラス分けをしていると思いますので。

○濱田委員

そこは大丈夫なのですね。

○小西委員長

重ねてなのですが、分けてあって、1年間通してテストなどで点数が上下してくると、流動的にクラスが変わるのですか。それとも1年間是一緒ですか。学校訪問の時お尋ねするのをうっかりしておりまして、考えているのですけれども、どうなのだろうと思っているのです。

○学校教育課長

1年間固定することはまずありません。様々な単元別テストをやりまして、得意なところと不得意なところがどうしても出てきますので、それでまたシャッフルをいたします。ただ、子どもたちにとっては、自分はゆっくり学んだほうがいいと、出来る子でも思っている子がいるわけです。そういう子はそちらのコースでも結構だと入れますので、いまのところ問題はないところです。

○委員長

先生方にご指導していただくことによって。

○教育長

固定しているわけではないので、図形が得意な子とか応用問題が得意な子とかいるので、その時に、今度はこちらのクラスで学びましょうということになりますので、最初から成績でぽんとやってばつと分けるというのではないとわけです。

○小西委員長

それは、きめ細かな指導につながって、とてもいいことだと思います。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告の2件を承認させていただきまして、議案の1件を決定させていただきます。

○小西委員長

報告第96号、議案第44号を文化財課長よりご説明いただきます。

○文化財課長

報告第96号 都城市歴史資料館企画展「むかしの道具展～暮らしを便利にした道具たち～」開催要項の設定についてでございます。

今回、むかしの道具展～暮らしを便利にした道具たち～と題しまして、平成29年1月20日金曜日から4月23日日曜日まで、都城市歴史資料館で今年度第4回目の企画展を開催いたします。

都城市歴史資料館では、小学3年生の社会科の授業に合わせまして、毎年企画展としまして「昔の道具展」を開催しております。要項に記載しておりますが、我々大人にとっては非常に懐かしい道具、子どもたちにとっては、どんな使い方をしていたのか、見て、考えて、一部で

すが、触ることのできる展示を行います。以上の内容の企画展のための開催要項を制定するものでございます。

続きまして、議案第44号 指定しようとする文化財の諮問についてです。

今回の諮問の脇指は、都城市歴史資料館で収蔵する刀のうち、その美術工芸品としての希少価値や地元都城の刀工である点などを考慮いたしまして、市指定文化財に相当するのではないかということで、条例の既定に基づきまして、都城市文化財保護審議会の意見を求めるため、諮問をお願いするものでございます。

この脇指は、都城市歴史資料館所蔵でございまして、1504年、天正元年12月、日州正次作となっております。日州は現宮崎県、日向の国の別称で、室町時代に刀工として都城市に住んでいました正次という方が作ったとされる刀でございます。なお、現物はただいま歴史資料館で1月9日まで開催中の「刀展 刀の魅力」で展示しております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○小西委員長

ありがとうございました。

報告と議案についてお尋ねがありましたお願いたします。

○濱田委員

これは今、刀展をされていますが、これと何かちなんでも関わりがあるのですか。

○文化財課長

特に関わりはなかったのですが、都城市で刀自体、指定文化財としていないものから、今回いい機会ですので、指定文化財として諮問をお願いするということでございます。

○濱田委員

そうしますと、いつでも見れるという状況に今後なるのですか。

○文化財課長

メインは刀ですので、手入れとかもございまして、何時でもというわけにはならないかと思えます。

○小西委員長

11月27日の刀剣の講座は、お尋ねしましたらまだ空きがあるということで、鑑賞させていただく予定ですが、素晴らしいと思いますので、時間があらましたら、歴史資料館の静山亭という茶室も、定員が10名ということでしたので、もう駄目かなと思って聞きましたら、空きがあるそうです。11月27日の朝10時からと午後2時からなのです。日曜日です。そして、12月にもありますね。12月4日の日曜日も10時と午後2時にあります。素晴らしい、めったにないことだと思って楽しみにしております。

お尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、報告を承認させていただきまして、議案を決定させていただきます。

○小西委員長

報告第98号、99号、議案第47号を都城島津邸館長よりご説明いただきます。

○都城島津邸館長

報告第98号からご説明申し上げます。

都城島津家史料活用調査委員会設置要綱を廃止する訓令についてでございますが、都城島津家史料活用調査委員会設置要綱を廃止する訓令を別紙のとおり報告するものでございます。

別紙のほうを見ていただきますと、この訓令を廃止するとなっております。この告示は公表

の日から施行するというようにしているところがございます。

都城島津家史料活用調査委員会は、平成16年に第28代当主であります島津久厚様から、一万点ともいわれる当家の伝来の歴史的史料をご寄附いただいたところがございます。当時、具体的な内容や点数については不明な点が沢山ありました。都城島津家史料は都城市民の宝であり、さらには南九州の歴史を解明する上で大変貴重なものがございます。

平成18年度から都城島津家伝承史料目録作成事業を行うことになりまして、中世から現代の文書記録等を専門知識を有する方々に調査員として、史料活用についてご教授いただいたところがございます。九州大学、宮崎大学、鹿児島大学、愛知学院大学等の歴史専門の教授や柳川家御花資料館館長、東京大学史料編纂所教授等に委嘱し、現在はこの委員会の役割を終えて、活用調査を継続しているところがございますが、平成21年度に設置されました都城島津伝承館審議会において、都城島津邸全体の運営や調査事業等の助言や意見をいただいているところがございますので、委員会設置規程の役割は終え、廃止するものがございます。

続きまして、報告第99号でございます。都城市島津の歴史資源ネットワーク検討委員会設置規程を廃止する訓令につきまして、別紙のとおり公布するものがございます。

都城市島津の歴史資源ネットワーク検討委員会設置規程は廃止するというので、この訓令は公表の日から施行することになっていたところがございます。

都城島津邸の歴史資源ネットワーク検討委員会は、平成20年度に設置されました。内容としましては、旧一市四町のほとんどの地区において、歴史資料と歴史資源が存在しておりましたが、地域ごとに調査、研究等活動が行われていたところです。平成18年の合併後、これらの歴史団体と歴史資源のネットワーク化を図ることで、人的ネットワークを構築して、各地区内の歴史資源の活用を全体で図ろうと、検討委員会が設置されたところがございます。委員には、都城市から都城史談会、山田からは山田の昔を語る会、高崎町と山之口町等の各地区の歴史的団体で構成されまして、意見の集約を行い、平成23年には各地区内の観光資源を利用したネットワーク化や歴史観光会との養成、歴史資源の整備等が完了し、この事業が役割を終えたところがございます。

よって、今回この委員会設置規定を廃止するものがございます。

続きまして、議案第47号でございます。

これは、都城島津邸の正月開館についてご説明申し上げます。

都城島津邸条例第7条第2項の規定に基づいて、臨時に開館するものがございますが、条例上は通常の市役所と同じ正月29日から3日までが休館となっております。今回、都城島津邸のお正月の鑑賞機会をより多く設けるために、そして、来館者の増加を図るため、例年実施している県外からの正月来客を受け入れるために、来年の1月3日火曜日に開館するものがございます。

以上が簡単な説明でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございました。

お尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、議案第47号を決定させていただきまして、報告第98号、99号を承認させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第97号、議案第45号、46号を図書館長よりご説明いただきます。

○図書館長

それでは、報告第97号 臨時代理した事務の報告、都城市立図書館の指定管理者の候補者についてご説明いたします。

資料がいっぱい付いているのですけれども、資料の1ページから9ページまでがプロポーザル方式による公募の概要についてです。また、10ページから18ページまでが、指定管理者の事業計画案、19ページから22ページが決算報告書、23ページから26ページは主要業務実績、最後27ページに、新図書館の指定管理者候補の株式会社マナビノタメと株式会社ヴィアックスの共同事業体協定書兼委任状がございます。

それでは、資料1ページから要点のほうをご説明いたします。

都城市立図書館整備・管理運営等事業につきましては、プロポーザル方式の公募を行い、10月30日に第2回選定委員会を開催し、優先交渉権者を選定いたしました。

事業の目的手法ですけれども、旧都城大丸センターモールを改修して開館する新図書館の整備と管理運営について、民間活力を活用することで、コスト縮減や市民サービスの向上を図り、中心市街地活性化の核施設としても市民に利用される図書館を実現することをこの事業の目的としております。

事業の枠組みですけれども、今回の公募型プロポーザル方式では、①図書館備品調達等業務、②図書館の管理運営業務、③カフェの運営業務の3つの業務を一括して行える事業者を選定いたしました。図書館備品調達等業務は内装を中心とした整備であり、図書館管理運営業務に大きな影響を及ぼすので、併設のカフェも図書館のイメージと関連性を持たせたほうが中心市街地への誘客効果が大きいことから、3つの事業の相互協力態勢がとれるように一括した事業として公募いたしました。

続きまして、4ページをご覧ください。

6の選定された優先交渉権者の概要をご覧ください。優先交渉権者の名称は、MALコンソーシアムと言います。3つの団体で構成されています。代表団体は、株式会社マナビノタネ、右側に担当業務を記載してありますけれども、マナビノタネは、図書館管理運営とカフェのみを担当いたします。構成団体1、コクヨマーケティング株式会社は、備品調達等業務の担当です。構成団体2の株式会社ヴィアックスは、図書館管理運営担当となります。

続きまして、飛びますけれども、9ページをご覧ください。9ページの指定管理者の候補者をご覧ください。

都城市立図書館整備管理運営等事業の優先交渉権者MALコンソーシアムを構成する団体のうち、今、3つの団体で構成しているのですけれども、代表団体である株式会社マナビノタネ及び構成団体2の株式会社ヴィアックスが管理運営業務を担当すると表明しております。この2社は、先ほど申しました最後のページ、27ページにありますように、MAL運営共同事業体を2社で結成しております。従って、優先交渉権者の構成団体のうちコクヨマーケティング株式会社を除いた2社で構成されているMAL運営共同事業体を指定管理者候補とし、平成28年12月議会において議会の議決を求めます。12月議会で可決された場合には、MAL運営共同事業体が都城市立図書館の指定管理者となります。

続きまして、議案第45号、教育財産の廃止についてご説明いたします。

資料をお開きください。図書館の跡地利用については、これまでの協議の経緯がありますように、平成26年度から関係各課で協議をしております。この中で、文化財課利用案と総務課の文書庫利用案の2つの要望があり、検討を重ねてきました。結果としまして、図書館跡地の

耐震補強は必要なのですが、将来の耐震補強の見通しが立たないことから、文化財課としては図書館を文化財の収蔵場所として使用することは適当でないと判断したところです。教育委員会といたしましては、図書館の跡地利用について、教育委員会に所属する部署が利用する見込みがないことから、教育財産から外して、総合政策課が所管する土地利用等調整会議に全面的に判断を委ねることを方針といたします。

続きまして、議案第46号 都城市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

これまでの経緯ですが、平成28年2月に都城市立図書館条例の改正、これは図書館の管理を指定管理者に行わせることができる規定について、定例教育委員会に付議しており、3月議会にて都城市立図書館条例が可決しております。また、12月議会に図書館指定管理者の候補者について提案の予定です。

改正の必要性ですが、①都城市立図書館条例第6条(2)で、指定管理を受けようとする者が提出書類を規則で定めることになっているので、都城市立図書館管理運営規則において定めるものです。②3月の条例改正に当たって、都城市立図書館管理運営規則第7条に利用制限に関する既定を条例の第13条に制定しましたので、都城市立図書館管理運営規則から削除するものです。③として、都城市立図書館管理運営規則第27条で、研修室の利用が定めておりますが、新しい図書館に今のところ研修室という名称の部屋がないため、規則を図書館の諸施設という形で改正するものです。

それから、先ほどの追加の資料でお配りしたのですが、それ以外に、管理運営規則新旧対照表の8ページをご覧ください。8ページを見ながらご説明しますが、右側の新条例のほうですが、第9条に図書館の資料の亡失の届というのがあるのですが、続きに、及び損害賠償を加え、館長の指示に従わなければならないを、館長の指示に従い、現物弁済または損害賠償をしなければならないを加えております。

それから、新条例の第8条第2項ですが、指定管理者が別に定めるところを、教育委員会が別に定めると修正いたします。

それから、今度は7ページになります。新条例の第4条ですが、ここに第2項を追加いたしまして、条例第6条第2号に定める書類は、次に定めるとおりとする。(1)工事の工期事項証明書、(2)以前に行っている事業の経緯状況の分かる書類、となっております。それから、附則2、公布の日から施行の次に、改正後の都城市立図書館管理運営規則の既定は、を加えます。また、様式がこの第4条の後に、第2項を加えるになります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、内容についてお尋ねはありませんでしょうか。

ちょっとお尋ねがあるのですが、報告第97号の中の3です。上から三行目ですが、1については契約、2及び3については行政処分ですという言葉の意味がわからないのですが、2ページの3の選定後の基本契約及び個別業務についての公務というところの1の1と2。

○図書館長

1は契約です。

○教育長

かかってあるところの下です。

○図書館副館長

説明しますと、これは優先交渉権者等とまず、都城市が基本契約を結びまして、それに基づいて、3つの行為が行われなければいけないということを示したことです。そして、この3つの行為が、3つとも契約というわけではなくて、一番だけが純粋な契約です。つまり、都城市と図書館備品調達等担当事業者が対等な契約です。ところが、指定管理者を指定するという行為とカフェを運営してもよろしいですよという許可を与えるという行為は、これは契約ではなくて法律用語でいうと行政処分ということになりまして、都城市と行政処分を受ける業者との関係が対等ではないのです。市のほうが少し優位に立つというか、行政上の許可を与えるわけですので、対等な契約ではありませんので、そのあたりを区別するために1は契約、2と3は行政処分ですという表現にしたわけです。

○小西委員長

処分という言葉は一般的に言えば扱いと解釈してよろしいですか。

○図書館副館長

そうです。もつというは許可ですね。許可の処分です。

○小西委員長

わかりました。

1については契約、2及び3については、「に」が抜けています。

○濱田委員

よく読めば見つかるのかもしれないのですが、この管理団体は、都城市のほうはこれから作るイメージでおさまるのですが、高城の管理に関しては、カフェとかそういうものも入れるとか、試みにするということなののでしょうか。

○図書館長

今回は、管理運営は高城もするのですが、高城に関しては、これまでどおりの管理のみで、カフェの運営とかは行いません。

○濱田委員

その際、事業というか、3つの構成団体のうち2つが運営管理団体ということですが、これがどういう分担になっているのでしょうか。

○図書館長

4ページに業務内容というところがあるのですが、実際、図書館の管理運営については、構成団体2の株式会社ヴィアックスが実績があるところです。代表団体の株式会社マナビノタネと共同で管理運営ということになるのですが、どちらかという、実務を株式会社ヴィアックスが、全体のマネジメントをマナビノタネがするという形になると思います。

○濱田委員

従業員数がゼロというのがそうそういないと思います。その時に作り上げる組織みたいな会社とはいえないかもしれないのですが、

○図書館長

資料の23ページをご覧ください。主要業務実績というのがありますが、下の4つがまなびのたね、24ページからの千代田図書館とか、ずっと書いてあるのですが、図書館実績は株式会社ヴィアックスの業務実績だと思います。

○濱田委員

何か会社の実態がよくわからない感じがします。

○図書館副館長

補足しますと、代表取締役の森田さんという方がほぼ一人でこういうシステムの構築とか、デザインとか、そういったことはできているみたいです。システム設計みたいなことはできていると。実際に、今回の提案に当たって、色々と図面を書いたりとかしているのですが、それも図面会社の人と共同でやったりとか、それがゼロ名、方々と共同してやるスタイルということらしいです。会社としては社長さんお一人と、従業員ゼロと。常勤の方がゼロという意味です。そういう法人の形態だそうです。

普通、有限会社だと一人ぐらいのイメージなのですがけれども、株式会社は資本金さえあればできるということです。

○小西委員長

お尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、説明ございました報告第97号を承認させていただきまして、議案第45号、46号を決定させていただきます。

○小西委員長

報告第95号を生涯学習課長よりご説明いただきます。

○生涯学習課長

それでは、報告第95号 平成28年度人権啓発標語審査結果についてご報告いたします。

人権啓発標語の実施につきましては、8月の人権啓発推進月間に合わせて実施したところでございます。

作品の応募状況につきましては、別紙下のほうに掲載しておりますが、小学生の部で2,813点、中学生の部で2,345点、一般の部で16点の合計5,174点の応募がございました。昨年度と比較しますと、小・中学校の部では16%の増でございました。

選考方法につきましては、参考資料、選考要領に基づき、第一次選考で小学生は1、2年生、3、4年生、5、6年生の3部門、中学生は学年単位の3部門、一般の部7部門に分けて、それぞれ10作品程度を選出し、人権啓発推進協議会幹事会の委員15名を選考委員とする最終選考によりまして、各部門で合計得点の高い作品から最優秀賞3点、優秀賞8点を選考しました。最終選考結果につきましては、別紙に入賞作品を掲載しておりますので、ご覧ください。

なお、今回入省した最優秀賞3名、優秀賞8名の計11名につきましては、12月10日土曜日に開催します平成28年度人権啓発推進大会の席で、表彰する予定となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○赤松委員

感想を申し上げていいですか。

小学生の部、今町小の1年生のお子さんの標語は素晴らしいなと思います。どういう感性でこのような素晴らしい言葉が生まれたのでしょうかね。

○生涯学習課長

前回の時に部長もおっしゃっていただいたのですが、ご家庭で考えられたのかという気もして、そこにお父様かお母様がいらっしゃって、子どもという的なものなのかなと。小学1年生で考えるにはすごくいいものができるかなという感じではございますが、人権を考える時間を家庭で持たれたということでは、そんな感じでいいかなと思っているところなのですが、難しいところです。

○小西委員長

詩の選考なんかでも同じような感じがいたしますね。本当の子どもの感性なのか、そのへんの見極めるのは大人でも自信がないというようなことをよく思います。5・7・5という短詩系ですが、この少ない言葉というのは、過去のものと同様ということがないのかなとよく思うのです。川柳などにしても、俳句もそうですが、数少ないために、その確率というものは、そうすると選考の時には、過去の作品も全部見て。

○生涯学習課長

一次審査では生涯学習課で社会教育指導主事4名と私と副課長の6名で一次審査をいたします。その時に、過去の最優秀賞とか、優秀賞についてはチェックをしまして、かけましてという形で選考しているところなのですけれども、似たような言葉は出てくるとは思うのですが。

○小西委員長

作るほうがそういう資料はないわけなので、多分、全く偶然一緒というのがあるのではないかなといつも余計なことを考えてしまいました。そのように照らしていただければ安心かなと思います。

数がふえたことはとてもよいと思います。

○生涯学習課長

本当にありがとうございました。色々ご助言いただきまして。

○赤松委員

優秀作品に選ばれるかというのももちろん大切なのですが、数多くの子どもが人権に関する標語を考えて作ったということがもっと大切なことなのです。色々な物事に人が接する時、立ち止まって考える時間をしっかりとる。そういうことの繰り返しが教育であると思います。

○委員長

報告第93号、94号、100号をスポーツ振興課長よりご説明いただきます。よろしくお願ひします。

○スポーツ振興課副課長

課長が所要で来られませんので、私副課長がご説明させていただきます。

今回、報告が3件ございます。

まず、報告第93号になります。平成28年度都城市スポーツ賞について。一般財団法人都城市体育協会が表彰する平成28年度都城市スポーツ賞の選考結果を別紙のとおり報告するものでございます。

別紙の選考基準内規を見ていただければわかりますが、そちらの選考基準内規の第3条、こちらのほうに基準が設けてございます。まず、団体の部ですが、県大会に出場をして、同一大会において2年連続優勝した者、あとは九州大会に出場して優勝した者、全国大会に出場して3位内入賞を収めた者が団体の場合は該当となります。

個人の部になりますが、個人の部の場合は功労賞と優秀賞がございます。功労賞の部分が、こちらの第3条(2)の1の部分になりますが、スポーツ団体に所属している指導者で、人格、見識ともに優れ、多年が10年以上になりますが、本市体育スポーツの新興に著しく貢献した55歳以上の者となります。あと、優秀賞につきましては、以下になりますが、団体と同じような形になりますが、同大会において2年優勝した者、九州大会に出場し優勝した者、全国大会に出場し、8位内に入賞を果たした者等になります。第4条に選考の対象の期間がありますが、1年ということで、1月1日から12月31日までが基準となります。

具体的な人数等につきましては、別紙の受賞者一覧がございます。今年度は、功労賞として

8名、優秀賞として個人として学生が22名、個人の一般が6名、個人の合計28名、あと団体は学生が1団体、一般が2団体、団体の合計は3団体となっております。

報告第94号についてですが、こちらは、スポーツ少年団の台湾スポーツ文化交流事業の教育委員会の協賛について、別紙のとおり報告するものでございます。

スポーツ少年団につきましては、交流事業ということで、別紙の概要のほうを見ていただければわかりますが、趣旨目的はスポーツを通して、台湾とのスポーツ交流を実施することによって、スポーツ少年団活動に対して市民の理解を深め、スポーツ少年団指導者の育成を図ることを目的とするものでございます。

平成28年度につきましては、台湾へ担当のほうが行きまして、海外旅費として大体18万円ぐらいを組んでいるところでございます。これは隔年ということで、相互に、交互に交流を図るものでございまして、平成27年度は台湾のほうに30人程度、7月にこちらのほうに来ていただいて、対応いたしております。平成28年度はこちらのほうで台湾に行きまして、平成29年度はまた受けるという形になっております。今回、台湾のほうに行く場合の日程については書いてありますが、1月18日から1月21日の3泊4日を予定しております。競技については、軟式野球となっております。

続きまして、報告第100号です。

スポーツ施設整備ビジョンの策定についてです。

これも別紙を見ていただければいいのですが、スケジュールにつきましては、平成28年度に素案を策定いたしまして、平成29年度に本案の策定する方向となっております。

その策定についてですが、本市におけるスポーツ施設の整備に関する基本方針を定めたスポーツ施設整備ビジョンは、平成19年度に策定しております。平成29年度までが計画の期間とされておりまして、現在、改定の準備を進めているところでございます。現在は、スポーツ振興課で所管しておりますが、その根拠は、別紙の都城市事務委任規則及び教育委員会の組織及び事務分掌に関する規則によることになっております。事務人員規則におきまして、市長は、教育委員会に対し、公の施設の管理運営に関し、一部を委任しております。よって、公の施設であるスポーツ施設の配置のあり方を示すスポーツ施設整備ビジョン立案は、公の施設の設置を担う市長局によって所管すべきであると考えております。

一方、教育委員会の組織及び事務分掌等に関する規則によって、スポーツ施設の管理運営に加えて整備計画の進行管理及び備品の整備に関することを所管することとされておりますスポーツ新興課が、策定後のビジョンの進捗管理を担うことになるかと思っております。

今後の対応といたしましては、平成29年度に実施予定のスポーツ施設整備ビジョン改定業務は、総合政策課において所管し、改定業務にあたってはスポーツ施設整備ビジョンの進捗管理を担うスポーツ振興課と両輪となって取り組む方針でございます。

以上、簡単でございますが、よろしく申し上げます。

○小西委員長

報告の3件についてお尋ねはありませんか。

○赤松委員

スポーツ賞のほうですが、昨年もお名前に記憶があるという方がいらっしゃるのですけれども、昨年に引き続き連続でお受けになっている功労賞、優秀賞などの受賞者がいらっしゃるから教えてください。

○スポーツ振興課副課長

功労賞の方は連続ということはまずございません。個人の方で、個人団体に、先ほどの表彰規程にありますが、県の大会で二年連続というものがございます。県大会に出場して、同一大会において2年連続優勝したものがございます。そうなりますと、当然、続けて優勝されますと、毎年上がってくるような形になります。ずっと続けてされれば、続けて入賞もあります。毎年度カウントされますので、

○教育長

去年2年連続優勝したというのは、前の年に優勝しているということだね。次の年は、その年のと、次の年で2年ということだね。

○スポーツ振興副課長

例えば、3年連続優勝されると2回は上がってきます。

○小西委員長

2番と3番については毎年ということもあり得るわけですね。

○スポーツ振興副課長

そういうことです。全国大会もそうですし、最優秀賞というのをまた受けられれば、それが基本になりますので。

○教育長

その年限りの表彰だからということですかね。

○スポーツ振興課副課長

そうですね。やはり、ここに例えば、九州大会、全国大会もそうですけれども、県大会も、なかなか連続は難しい。県大会で優勝するというのも、2年残るというのもなかなか難しい。九州大会の優勝、また、全国大会もハードルが高いことを考えますと、選手の努力を加味いたしますと、連続というのもやむをえないと思います。

○濱田委員

第3条の申し合わせ事項というのが別記にありますが、これも第3条は、2回目表彰が、3回、4回大会の連続が対象となると書いてあるのですが、これとは違うのでしょうか。6ページの県大会において個人優勝した者…。

○教育長

4年経たないと2回はもらえないということ。1回目の表彰は第1回、第2回に優勝した場合に2回目が終わった時に第1回目の表彰が行われるけど、次の時はないわけです。二回目は数えないから。第3回、第4回。

○委員長

2年しかあり得ないわけですね。

○教育長

それはないのでしょうか。しかし、高専は九州大会、西日本大会と2年連続優勝。でも2年連続だよ。誰かそれに引っかかった人いますか。2年連続もらった人。

○スポーツ振興課副課長

2年連続もらっている方は…。

○教育長

表彰の理由がこれに反していないかということですよ。県大会だけだよ。1年おかないといけなくなる。

○スポーツ振興課副課長

ですね。ここに例が書いてありますね。2年連続というのは、1回、2回でした場合は、1回、2回がカウントされて、3回目もまた1回目と数えていくと、ダブリはないということですね、説明では。

○教育長

それに引っかかっている人いないね、間違えて計算している人はいないねということです。

○スポーツ振興副課長

それはないと思います。体育協会のほうで確認をしております。

○教育部長

例えば、平成27年度、28年度優勝した人が今年度、連続県大会優勝した人は表彰は受けるのだけど、平成28年、29年度に優勝した人は、29年度に表彰を受けるわけですね。

○スポーツ振興副課長

1年空いて、また出てくると。

○教育長

連続というのは続いていなくてもいいわけですよ、飛びでも。1回と3回が優勝したら、3回の時に表彰されるわけですね。

○スポーツ振興副課長

1、2回で1回、3回、4回でまた1回ということです。

○小西委員長

毎年ということがないわけです。

○教育長

1回と3回で優勝して、2回優勝しているけど、連続ではないからその対象にはならないわけですね。

○スポーツ振興副課長

あくまでも連続が対象ですので、なかなか難しい。

○教育部長

今年の表彰者は平成27年、28年連続した方が28年度に表彰、例えば、平成28年度、29年度表彰した人は、平成29年度は表彰されないわけですね。平成30年度に表彰を受けるということもあるということですね。27、28年とすれば、28年、29年だとすれば表彰されないわけですね。

○スポーツ振興副課長

平成29、30年で。

4年連続で優勝していれば、4年連続だと2回連続だということです。

○教育長

それは終わりだけど、それはカウントしないわけですね。

○スポーツ振興課副課長

そこはカウントしないです。次からまたカウントします。

○赤松委員

この成績のところで、平成27年、平成28年と書いてある方は、何名ぐらいいらっしゃるのですか。そういった方が2年連続で表彰されている方だということなのではないでしょうか。

○スポーツ振興課副課長

名前が出ていらっしゃる方は県大会で2年連続もあるけど、ほかの九州大会で優勝とか、九

州大会優勝が優先しますので、同じ方のお名前が出てきているのはそういう方です。ほかの条件で入ってきたとなりますと、去年お名前が入った方もまた今回入ったというのもあります。

○小西委員長

ご質問がありませんでしょうか。

○小西委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告第93号、94号及び100号を承認させていただきます。

○小西委員長

報告第90号、議案第42号を教育総務課長よりお願いいたします。

○教育総務課長

それでは、まず報告第90号 専決処分した事務について。平成28年度都城市教育委員会名義後援についてご説明いたします。

9月30日から11月10日までに申請のありました18件の名義後援につきまして承認しておりますことをご報告いたします。

続きまして、議案の42号をご説明いたします。

第3次行政改革大綱について、ご説明いたします。今年5月に第3次行政改革大綱が作成されました。これは平成28年度から32年までの5年間を計画するもので、単にコスト削減のみを目指すのではなく、市民に新たな価値を届け、より暮らしやすく、豊かなまちを次世代につなぐ、創造的改革を目標としております。

第3次行政改革大綱の主要な成果目標といたしましては、まず、一つ目に職員数を5年間で20名削減をするということ。平成28年から32年までの5年間で、職員数を20名削減することを目標の一つとしております。二つ目が、実質収支を12億円以上黒字確保というものを目指しております。平成27年度の実質収支は8.8億円でしたので、それを上回る黒字の額を目標としております。そして3番目が、全会計を通じた地方債の残額の縮減。4番目が、地元企業、金融機関、高等教育機関との連携協定数を5年間で10団体と行うこと。そして、5番目が、市民満足度の向上のため、職員の接遇の向上を図り、外部モニタリング調査の評価達成度、満足度85%以上を目指す。この5つを行財政改革の大きな柱の目標としております。

そして、今回ご審議いただきますのは、その大綱に基づき取り組みを確実に推進するために、各課の具体的な取り組みとその達成期間を計画したものが今お手元にあります実施計画の案という形になります。

行財政改革大綱は、大きく3つの基本方針によってなっております。実施計画案を1枚めくっていただきまして、目次のところに書かれております大きい3つの方針が、アラビア数字で書かれているⅠ創造的改革の推進、そしてⅡ行政運営改革の推進、Ⅲ財政運営改革の推進、この大きい3つの柱とそれぞれにぶら下った具体的な取組の構成になっております。それぞれの中で、教育委員会、そして、市長部局の具体的な取組とその成果目標を謳い込んだところでございます。

市教育委員会各課の具体的な取り組みは全部で12項目設定されております。教育委員会では、学校教育課が4項目、生涯学習課が2項目、島津邸が2項目、教育総務課、スポーツ振興課、美術館、図書館が各1項目ずつの合計12項目を目標としているところでございます。

まずは3ページをお開けください。

管理番号の17から19が、教育委員会が掲げた目標ということになっております。これは、

先ほど申し上げました基本方針1、創造的改革の推進の中の政策推進力の強化、この中のさらに細かい項目で②の市民とのさらなる協働の推進ということで、学校教育課と生涯学習課がみえています。管理番号の17番の学校教育課の分ですけれども、これは中学校区単位での学校運営協議会の合同会議の開催率を目標としております。平成32年度までにすべての中学校区において開催することを目標としております。

次、管理番号の18番の生涯学習課におきましては、生涯学習の推進のため、学習グループ数を5年間で5つ増加させることを目標としております。さらに管理番号19番、放課後子ども教室の充実のために、児童クラブと連携をとるモデル事業を少なくとも平成32年度までに1教室行うことを実施目標としております。

続いて、5ページをご覧ください。

管理番号は30番になります。これは基本方針1、創造的改革の推進の中の政策推進力の強化の中のさらに(3)企業等とのパートナーシップの推進の中で、美術館が特別展企業共催における協賛金の割合を増額することを目標としております。平成27年度の事業におきましては、1500万円の事業に対しまして、読売新聞社様から100万円の協賛がありました。これを非常に率としてはわずかですけれども、協賛金を増額しようという形で目標値に定めております。

次は6ページをご覧ください。

6ページの管理番号39番と40番が教育委員会です。

これは、基本方針1の創造的改革の推進の中の2番目、市民満足度の向上の中の①迅速・丁寧な行政サービスの提供のための取組として、図書館と島津邸が目標を掲げております。図書館は今回、中心市街地に新図書館を移設するに当たり、貸し出し数を年間55万冊とすることを目標としております。また、島津邸におきましては、来館者アンケートの満足度を80%に上げることを目標値にしております。

続きまして、11ページになります。管理番号73番、これは基本方針の1、創造的改革の推進の中の2、事務事業の最適化の中の②事務処理の効率化の推進の取り組みとして、学校教育課が公務コンピュータの庁内LANネットワーク接続を現在25%を100%にすることを目標と掲げております。

続いて、12ページを開けてください。管理番号75番、これは創造的改革の推進の中の3番目の効率的な推進体制の確立の中の①組織の最適化の取り組みといたしまして、学校教育課が学校の適正規模、適正配置基準の策定を指標としております。今年度検討を行いまして、来年度には基準の策定完成を目指すことを目的値としております。

続いて、17ページです。管理番号107番と108番が教育委員会です。

これは基本方針の3番目です。財政運営改革の推進の中の健全な財政運営の推進、さらに細かく分かれている財政健全化施策の推進の取り組みとして、学校教育課のほうが余剰教科書等の回収率、再利用率を100%とすることによって、経費削減を図るということを目指してあります。また、島津邸がこの度、公開承認施設として文化庁の補助金を受けることが可能となったということで、平成28年度から32年度までに基礎額100万円程度、年間20万円から25万円程度の補助金が新たに文化庁からの補助金として充てられるのではないかと思います。これが新たな財源確保であるということで、ある意味経費削減の一つであるということで、目標値を設定しております。

続いて、19ページが最後になります。

基本方針の3番目に財政運営改革の推進の中で、公共施設等の管理の適正化が掲げてありまして、その一つで、公共施設等の適切なマネジメントの推進の取り組みとして、教育総務課が教職員住宅の財産処分を目標値としております。現在老朽化して、活用していない教職員住宅につきましても、今年度も幾つか教育財産からはずすという承認を得たところですが、教育財産から普通財産として所管替えを行い、適切な利活用もしくは売却等の検討を行うと考えております。今、19戸あるものを2戸処分をしようと考えております。

次に、スポーツ振興課ですが、これは先ほど説明しましたスポーツ施設整備ビジョンの見直しです。現在の計画が平成29年度までの計画ですので、新たに平成32年度以降のスポーツの施設整備ビジョンを検討し、策定することを目標値としております。

以上で、説明を終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。

お尋ねはないでしょうか。

5ページですが、整理番号の30番の美術館、こういった特別展は毎年、BTVとか協賛ではないのですか。これから隔年になっていくのでしょうか。

○教育部長

特別展については、それぞれの特別展の企画によって、先ほど読売新聞のものがありましたし、今おっしゃるようにBTVもあります。今やっている特別展はUMKが共催です。そういった形で、共済あるいは協賛の会社を発掘といいますか、呼びかけて、企業から出資等の協力もいただいて、できるだけ効果的運な運営をしていくということです。市の持ち出しを少なくしてやっていくということ。あとPR効果というものありますので、そういったマスコミ等の恩恵を深くして、企業とのパートナーシップという形にしていこうと思います。

○小西委員長

ここに隔年でと書いてあるのですが、これは図のように、一つの企業を隔年なのか、特別展は毎年ではないかと思うのですが。

○教育部長

隔年で共催をするという形になっているのですが、隔年とする特別展は規模が倍ぐらいに予算が多くなるのです。企画展みたいに年間750万円ぐらいの予算でやれるのですが、それが1500万円ぐらいの割合になって。

○小西委員長

特別展でも特別な特別展を隔年に入っているわけですか。

○教育部長

毎年お願いはしているのですが、毎回予算額の枠組みもあって、工夫をされています。

○小西委員長

わかりました。

○教育長

推進というのも毎年度入っています。

○教育総務課長

検討をするのは毎年度という形にはなってくると思います。企画あたりは、2年、3年前から企画をしますのです、その段階から、直接するのは隔年になるのですけれども、企業等の連携とかは継続してやっていこうという考え方だと思います。

○教育長

それはいいのですが、毎年は評価はしないということですか。

○教育総務課長

その隔年での結果で評価をするという形になります。

○教育長

そのへんの推進と今後の目標値は7.0と書いてあるのだけれども、それを達成するのは平成32年度ということですか。

○教育総務課長

平成32年度に7.6%を達成するという事です。

○教育長

そちらでの進捗状況を見るけれども、その都度の評価はやっていかないということですね。

○教育部長

そうです、確か5年に1回です。成果目標とかにそのへんに対して評価が出てきます。そのへんは確か、外部評価で、ご評価いただくのではないでしたか。

○教育長

5年に1回と考えればいいのですか。

○濱田委員

外部評価はそれは毎年です。

○教育長

教育委員会の評価は毎年です。

○教育部長

この行財政改革大綱の評価は確か外部評価でお願いをしたようです。

○濱田委員

マニフェストではないですよ。

○教育部長

マニフェストではないです。

○小西委員長

そうしますと、この隔年というのは、過去にも隔年で予算の大きいものと普通のものがあったときいたのですか。気が付いていないのですけれども。以前は、これから結局、隔年に大きいものをやるという。

○教育部長

なかなか厳しい予算になります。

○小西委員長

余り気が付かれないほうがいいですね、来られる方には。一年毎に手を抜いていると思われる。

○教育部長

美術館はそうではないです。美術館は学芸員も企画も大分何年か先まで色々考えて、来年、再来年は何をするとかという企画も既に頭の中にあって、展示品の貸し出しの予約とか、そういったものも踏まえて、どこまでの予算でできるのかということを考えながら、特別展の企画とかやっております。

○小西委員長

今でも、これから隔年にとおっしゃったのは、もう既に美術館では、そういう企画で、今後
も続けるということですか。わかりました。

ほかはないでしょうか。

○濱田委員

先ほど課長が言われた対応なのですからけれども、項目との対応が、聞きそびれたのですが、管
理番号の18番の生涯学習課の、目次との対応。

○教育総務課長

最初の目標1の創造的改革の推進の中の②市民とのさらなる協働の推進の中の取り組みにな
っています。

○濱田委員

その下の19番は。

○教育総務課長

19番も同じくくりの取り組みになっております。

○濱田委員

17番は。

○教育総務課長

17番も同じで、市民とのさらなる協働の推進というところで、学校教育課の学年協議会、
生涯学習課の生涯学習グループと、そして、放課後子ども教室が1の1の2です。

○濱田委員

17、18、19は1の1の2ですね。

39番と40番、図書館と都城島津邸の目次との対応をお願いします。

○教育総務課長

目次の1、創造的改革の推進の1の2、市民満足度の向上の①迅速丁寧な行政サービスの取
り組み。

○濱田委員

その下の40。

○教育総務課長

40も同じです。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

○小西委員長

よろしいでしょうか。

そうしましたら、報告第90号を承認させていただきまして、議案第42号を決定させてい
ただきます。

10 教育長報告

○小西委員長

それでは、続いて、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長

12月教育委員会の生徒指導状況について1枚あります。

これが、11月18日現在累計のものということで、非行等問題行動、不登校、いじめの認
知件数、交通事故、不審者事案という5つの項目があります。そこに書かれている非行等問題

行動は、累積でございます。この前言ったことはまだその後、1件、2件起きたのがございませぬけれども、小学校はないです。中学校で、生徒同士のトラブルというのがあるのですが、実は、1件はまだ引き続き解決しないで続いているものがあります。それは、親が学校の先生に対して色々クレームを言ってきたという件であります。

今、内容は懸案中ですので伏せておきます。2に関しては、不登校傾向はそのような状況でございます。いじめに関しては、そこにあるような状況で、継続して対応しているものが幾つかございます。大きな問題にはなっていません。

交通事故ですけれども、最近、増えていまして、毎月報告が上ってきます。特に、自転車と自動車の接触があります。ただ今のところ、最近起こったものでは、大きい事故には至っておりません。

不審者、声かけ事案は、最近ちょっと違った傾向の声かけ事案がありました。つい最近上がってきたものは、もの影とか、とうもろこし畑に隠れていて、子どもが通るとわっと声をかける。出てきて声をかけて、追い掛けていくという事案が発生しております。それはまだ、誰かということとは検挙されておられません。そういう事案が2件ほど、被害はありません。

以上でございます。

あと、本当は、皆さんに既にお配りしている今日、持ってきていただいているかどうか分からないのですが、教育における今後の展望と課題という文部科学省の資料がございます。これを私は教育長会議で久留米に行ってきた時、説明がありましたので、これを皆さんにちょっと説明をさせていただこうと思ったのですが、ただ時間がないので、延ばしていただいて、次の時ぐらいでよろしいですか。一応、皆さんに知っておいていただいたほうがいいかと思っております。今後、どういう教育行政が進んでいくかということですので、時間をとって説明させていただきたいなと思っておりますのでございます。今日は時間の関係でやめさせていただきます。

○小西委員長

はい、次回によりしくお願いいたします。

11 その他

○教育振興基本計画についての協議

平成28年11月30日（水）9：00～15：00 南別館3階委員会室

平成28年12月19日（月）13：30～17：00 南別館3階委員会室

○1月定例教育委員会日程について

日程 平成29年1月6日（金）13：30から

会場 南別館3階委員会室

以上で、12月の定例教育委員会を終了いたします。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

委員長